

環境省沖縄奄美自然環境事務所管内の 「事務補佐員（期間業務職員）」を募集します

1. 募集職種

事務補佐員（非常勤職員（期間業務職員）の国家公務員）

2. 勤務地及び募集人員

募集人員：沖縄奄美自然環境事務所 2名

勤務地：沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第一地方合同庁舎1階

3. 業務の内容

一般事務補助

支払事務、物品関係等を含む会計関係の事務補助、物品発注の事務やパソコンによる資料作成、旅費会計システム操作、勤怠管理・給与関係事務、文書整理及び各種台帳や帳簿の作成・管理、来客・電話対応、郵便物の受付・発送、秘書業務などその他職員の指示する業務

4. 雇用条件

国家公務員法の適用を受ける非常勤の国家公務員としての採用・任用となります。労働契約とは異なります。

（1）必要な経験等

- ・パソコン（Excel・Word等）の基本操作ができること。
- ・普通運転免許（AT限定可）を有していること。
- ・関係者と円滑なコミュニケーションを図ることができること。

（2）雇用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで※雇用開始日は応相談

- ・採用日から1月間は条件付採用期間となります。

・前年度勤務実績が優良の場合、1年の任期が連続2回まで更新できる場合があります。

（3）勤務日数

週5日勤務（土曜、日曜、祝祭日は休日）

業務の都合により、休日に勤務した場合には振り替えまたは代休を取ることができます。

なお、6ヶ月間規定日数以上の勤務を行うと10日の年次休暇が取得可能になります。

（4）勤務時間

午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分間

（休憩時間は正午から午後1時）

必要に応じて超過勤務があります。

（5）給与・手当等

日給8,740円～10,960円（学歴・職歴等を考慮の上決定）

賞与、通勤手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当、退職手当支給（当方規定による）

（6）加入保険等

雇用保険、内閣共済組合（短期組合員）、厚生年金保険

医療保険は共済組合（短期給付）に加入します。年金保険は、1日7時間45分以上勤務した日が18日以上ある月が12月を超えた日から共済組合に加入しますが、それより前は厚生年金保険（第1号厚生年金被保険者）となります。

5. 応募方法

次の（1）～（3）を下記の申込先あてにメールで送付して下さい。

（1）履歴書

①件名を

「非常勤職員（沖縄奄美自然環境事務所事務補佐員）応募：氏名」としてください。

②応募・志望動機を記入して下さい。

③必要に応じて、資格、経歴等を別紙（A4判1枚以内目処）で添付しても構いません。

④連絡先の住所、電話番号（携帯電話番号を含む）、メールアドレスを明記してください。

（2）職務経歴書

必要に応じて、業務実績や自己PRを別紙（A4版2枚程度）で添付してかまいません。

（3）ハローワーク紹介状

ハローワークを介さず、直接応募される方は省略できます。

〈申込先〉

MAIL: okinawa_kankyo@env.go.jp

6. 応募期間

令和7年12月4日（木）から令和7年12月17日（水）まで（必着）

・メールで送付後、受領確認のためお電話をください。

・応募期間後に到着したものは無効となります。

・選考は順次実施するため、期限前に受付を終了することがあります。

7. 選考方法

（1）一次選考：書面審査（履歴書等により書類審査を行います。）

・一次選考結果については合格者のみ、本人宛通知します。

・応募書類は返却いたしません。（責任廃棄）

（2）二次選考：面接

・一次選考通過者には、電話にて面接日時等を連絡します。

・最終選考結果については、本人あて通知します。

・選考の経過及び結果についての問合せには応じられませんので、ご了承ください。

（3）以下に該当する方は応募できませんので、ご了承下さい。

①日本の国籍を有しない者

②国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中のものその他その執行を受けることがなくなるまでの者

・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

③平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けているもの（心神耗弱を原因とするもの以外）

8. 問い合わせ先

沖縄奄美自然環境事務所総務課「事務補佐員公募係」

電話 098-836-6400

担当 迫越・渡邊